

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 8 年 7 月 6 日

薩摩川内市議会

川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 山 元 剛

1 付託事件

陳情第 1 号 乾式貯蔵施設建設に関連して六ヶ所再処理工場の現状について調査と公表を求める陳情

2 付託の時期

令和 8 年第 2 回薩摩川内市議会定例会（3 月 4 日）

3 委員会の開催日

3 月 1 6 日、6 月 3 0 日（2 日間）

4 審査の経過及び結果

- (1) 3 月 1 6 日、委員から「現在も 2 4 5 立方メートルの高レベル廃液が残存していることが、再処理工場が稼働できない大きな要因か」との質疑があり、当局から「高レベル液体廃棄物の量については、日本原燃㈱のホームページにより、2 0 2 2 年度末時点で 2 4 4 立方メートルとの記載を確認しており、また、審査等の対応により竣工時期が延びていると認識している」旨の答弁があった。また、委員から「再処理工場では MOX 燃料に必要な分だけプルトニウムを受け入れる、制限されているということか」との質疑があり、当局から「原子力規制委員会の決定は、新たに再処理するのは MOX 燃料で使う分だけとの上限で、再処理工場への搬入量に特に規制はされていない」旨の答弁があった。

さらに委員から、「現在、川内原子力発電所で使用されているステップ 2 燃料は、再処理できないのか」との質疑があり、当局から「六ヶ所再処理施設では事業変更許可を得ることにより、ステップ 2 燃料に対応可能と聞いている」旨答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、委員から「本陳情が調査と公表を求めている以上、仮に公表を行う場合は、正確な情報を公表することが求められるため、慎重に検討をしていく必要がある」旨の意見が述べられ、継続審査とすることとした。

- (2) 6 月 3 0 日、当局から前回の委員会以降における六ヶ所再処理工場に関する経過等について、「再処理工場の設計及び工事計画認可申請に関し、本年 6 月 8 日の原子力規制委員会の審査において、日本原燃㈱側から全体計画に関する全項目の説明が完了したと承知している。また、その後 1 8 日の使用済燃料対策推進協議会において、日本原燃㈱社長から六ヶ所再処理工場の 2 0 2 6 年度中の竣工目標に変更はないとの報告があり、赤沢経

済産業大臣は官民一体で底上げに必要な人材確保を機動的に調整していくとの発言があった」旨報告を受けた。

その後の質疑において、委員から「本陳情は、再処理工場は非常に困難な状況にあって、2026年度も稼働できない根拠として、245立方メートルの高レベル廃液が残っていること、また、高レベル廃棄物があることにより立ち入れず、耐震補強工事が難しいことを指摘しているが、その認識でいるか」との質疑があり、当局から「再処理工場でのアクティブ試験の際に使用済燃料をせん断溶解分離などして、ガラス固化体の廃棄物が残っているが、今後どのように使用されていくか、また、高レベル廃液が残っている事実と耐震補強工事の関係については把握していない」旨答弁があった。また、委員から「乾式貯蔵施設ができることをリスクと捉えているか、又はプール貯蔵方式と乾式貯蔵方式によるリスクの分散と捉えているか」との質疑があり、当局から「それぞれに特徴があることから、リスクが分散されると考えている」旨答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査を求める意見と、採決を求める意見が出され、起立採決の結果、継続審査を行うことは否決されたことから、討論に入った。

討論においては、「本陳情は、六ヶ所再処理工場の技術的状況や再処理能力、耐震工事の状況について調査し、市民に公表することを求めているが、原子力規制委員会の所管に属する部分が大きく、本市が独自に立ち入り技術的に評価し、再処理の可否や耐震補強を判定できる権限や専門体制を有しているわけではない。また、川内原発敷地内の乾式貯蔵施設について、一時的な保管ではなく半永久的に置かれるおそれがあると強く懸念しているが、乾式貯蔵施設は法制度上、最終処分場として申請されているものではなく、使用済燃料の貯蔵方法を多様化し、既存燃料プールに集中している状態を緩和するための施設とされている。市民の不安への配慮は十分必要であるが、陳情内容をそのまま採択することには賛成できない」旨の反対討論と、「再処理工場の本格稼働は既に27回失敗し延期されているが、本年度稼働できるのか何ら情報がない。また、再処理工場では年間130体程度しか処理できないとのことであれば、既に六ヶ所に搬送されている使用済燃料は991体もあることから、まずこの処理に相当の時間を要し、さらに4基の原発が稼働すれば、年間200体程度の使用済燃料が発生する可能性があるため、再処理工場では処理しきれず溜まる一方になる。しかも、現状使用済燃料はステップ2燃料であり、技術的、制度的に今の六ヶ所では再処理対象外であることを踏まえると、九州電力㈱が一時的な保管場所としていることは疑わしい。これまでの議論で明らかになったこともあることから、その事実を公表することは何ら我々の権能を超えるものではない」旨の賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。